

第二十八回 参議院内閣委員会會議録第十六号

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)午
前十一時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君

委員

木村 篤太郎君
近藤 鶴代君
田中 啓一君
吉米 地義三君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
伊藤 顯道君
千葉 信君
田畑 金光君
松本 治一郎君
八木 幸吉君
政府委員
官内庁次長 瓜生 順良君
皇室経済主管 高尾 亮一君
事務局側
常任委員 杉田 正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○皇室経済法施行法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委
員会を開会いたします。

○松本治一郎君 私は先般、高松、
秩父、三笠の三宮家の全財産及び収入の

實際の資料を請求しておいた。ところが、三月二十七日付で出されたものを見ますと、私の求めておいた資料とは相当開きがある。第一の答えに、「宮家の私有財産に関するものであって、詳細をつくし得ない」と。こういうところが問題だと思ふのです。この間の新聞を見てみますと、内廷費の三千八百万円が今後五千万円になる、皇族費百九十万円を三百万円にしてみたら、というところについて、ある宮が非常に生活に苦しい、それを補うために宝石を売ったり、家を貸したりして、お石を売ったこと、が、談話の形で新聞に出ておったのです。そこで、私の知るところとするのは、家を貸したり、宝石を売ったりした金額なんですがね。

ところが、この資料では、秩父宮家では、土地が九千二百六十五坪、建物が百九十五坪、それから生ずる収入は年間約五十七万円と書いてある。高松宮家の方では、土地が八千五百五十坪、建物千八百五十九坪、それが東京都港区及び神奈川三浦郡葉山町所在。それと、有価証券等である。これから生ずる年間の収入は約百九十九万円。三笠宮家では、土地が二千七十八坪、建物百八十坪、これは品川区。これは建物のみで、土地は借用だ。それと、長野県の軽井沢の所在。それと、有価証券であつて、これから生ずる収入は年間約六十万円である。こう書いてある。この土地の東京都にあるのと、神奈川県にあるのを、別に詳細に書いて出してもらいたい。それと、

貸しておるかどうか。

なにかんずく、私が求めましたのは、高松家の所有であるという光輪閣、これについては、建坪八百七十坪の、それから幾ら貸し賃が上つておるかというところが知りたい。どういふふうにか、それが使われておるか。これを見ますと、現在、国際親善及び文化振興のため、光輪クラブに貸与してある。と。(註)の中に、「光輪クラブは、その規約によれば、会員相互の親睦をはかると共に、会員又はクラブが知名内外人等を招待、懇談して、国際親善及び文化振興の實を挙げることを目的としている。」、こう書いてあるんですが、この光輪閣については、世間では相当の非難があるのではありませんか。で、この内容を詳しく知りたい。どういふ者がそこへ入つて、それを維持支配しておるか。高松氏が直接支配しておるか、そういう点も詳しく知らしてもらいたいと思ふのです。

これが、ただ百九十九万円が三百万円になるというのは、増額分を含めずべてが国民の税金である。増すなら増す理由があつて、国民に説明のできる筋合いのものを知らないのであります。そういう意味で、詳細にこの資料を出してもらいたい、こう再び要求する次第であります。

○委員長(藤田進君) 要するに、今言われた点のほかに、やはり果してこゝういふ法改正をして増額しなければならぬかというその実態を、審議のやり都合上必要だと。で、宮家等の直

接の御要求ではなくて、案外官内庁あたりでこゝういふふうに出されたのではないかとこゝういふふうにも思われるので、やっぱりどういふふうな、苦しいとすれば苦しい実情なのかな。過去、明治憲法下の議會といふことは御承知の通りでありますから、それそれやはり、他の法律において行つて同じような態度で十分審議されることと思ふので、それらを関係者におかれても、審議ができる、促進されるように、資料もできるだけつけていただきたい。

ただいまの資料要求について、何か御発言がありますか。

○政府委員(瓜生順良君) 今の点は、なお、私も、おわかりになりやういふ資料を準備するつもりでございますが、この表の中に、たとえば秩父宮家の土地がたゞさんあると。これは、こゝういふ所から直接収入が出ておるんじゃないやしません。主としてこれは、秩父宮家ですと、有価証券から出ております。それから、高松宮家も、貸し賃が入つておりますのは葉山町の方だけでございます。それから、三笠宮家では、この土地といふのは主として軽井沢の土地で、東京の方は借り賃を払つておるということでございます。それから、光輪閣の貸し賃ですけれども、貸し賃は取つておられないのです。

ただ、ついでに申し上げますと、あの光輪閣は、高松宮さんの所有なものですから、固定資産税がかかります。固定資産税が約六十万円かかって

おります。それから、あの土地の大部分は、終戦後に財産税として国へ出された所でありまして、それをま借り地をしておられる。従つて、土地の借り賃といふのを一年間に百三十万円ぐらゐ出しておられるのです。百九十万ぐらゐ、あの建物を持つておられるために経費が出るわけです。その経費を光輪クラブの方で持つておると。それだけを光輪クラブの方から出す。従つて、高松宮家としては、現金は何も入つてこない。しかし、税金と賃貸料を払われる、その借料をクラブの方で出しておるといふわけで、高松宮家の方では、光輪閣から得る収入といふものはないのでございます。

そういうふうなことでございませうが、なお、もう少しわかりやすくといふお話でございますから、なお検討して、資料を準備いたします。

○委員長(藤田進君) 都合により、暫時休憩いたします。

午前十一時十七分休憩
(休憩後開会に至らなかつた)

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第一二四八号)
一、国家公務員の任用等の平等取扱等に関する請願(第一二六九号)
一、元南滿州鉄道社員に関する恩給法等の特例制定の請願(第一二七〇号)
一、海外引揚教員の退職金に対する

勸進年数算定改訂の請願（第一二七二号）

一、農林省定員外職員の定員化に関する請願（第一二七五号）
一、傷病者の増加恩給増額等に関する請願（第一二七九号）

第二二四八号 昭和三十三年三月十四日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 群馬県高崎市請地町三八群馬県旧軍人恩給権擁護連盟内 野口俊太郎

紹介議員 伊能 芳雄君

軍人恩給の加算制がいまだに復元されないため、これが該当者は恩給権を認められず、不公平の処遇におかれており、まことに憂慮に堪えないから、七十四万八千人に及ぶ該当者（主として下級軍人）に恩給を受ける資格を与えようすみやかに加算制を復元せられたいとの請願。

第一二六九号 昭和三十三年三月十五日受理

国家公務員の任用等の平等取扱等に関する請願
請願者 石川県金沢市木の新保町五ノ二四 稲葉穂州

紹介議員 北村 暢君

行政府における非合理的な法律万能主義とそれによる不法な封建的特権官僚の体系を解体し、その再制を防ぐため、憲法第十五条の規定に基づく適切な措置を講ずると共に、冷遇下にあえぐ一般公務員、技術専門者に對する公務員法上の公正、公平な取扱が確保されるよう審議會を設置せられたいとの請願。

請願。

第一二七〇号 昭和三十三年三月十七日受理

元南滿州鐵道社員に關する恩給法等の特例制定の請願
請願者 福岡市長浜町三ノ二五 福岡県鐵道會内 坂本五郎

紹介議員 平島 敏夫君

元南滿州鐵道株式會社の日本人社員にして終戦時まで引続き會社業務に従事した者に対し、滿鉄在職期間を公務員の外国における公務在職期間とみなし、公務並びに戰國による死傷者は軍屬とみなして、恩給法、國家公務員等退職手当暫定措置法、國家公務員共済組合法、公共企業体共済組合法、戰傷病者戦没者遺族等援護法及び人事院規則を適用又は準用する臨時立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一二七二号 昭和三十三年三月十七日受理

海外引揚教員の退職金に對する勸進年数算定改訂の請願
請願者 福岡県糸島郡二丈村福井二、四四六 坂本吉男外二十名

紹介議員 安部 清美君

法律によつて海外引揚教員は、内地に陸後、一箇月以内に復職しないときは、自然退職となると定められており、當時は手続、その他期間がぎりぎり、また、学年中途で一箇月以内で学校に復職することは、ほとんど望まれないかつたという関係で自然退職となつてしまひ、その後復職して、これ等の教員が退職する場合は、復職以前の在職年数が、退職金の対象に計算されず、勇退すべき年齢にある者等全く、みじめな状態にあるから、現行法の内地に陸後、「一箇月以内」を少くとも「六箇月以内」に、できることならば「一箇年以内」に復職したものば、退職金制に關する限り「勤続」とみなすよう、法の改正を図られたいとの請願。

の在職年数が、退職金の対象に計算されず、勇退すべき年齢にある者等全く、みじめな状態にあるから、現行法の内地に陸後、「一箇月以内」を少くとも「六箇月以内」に、できることならば「一箇年以内」に復職したものば、退職金制に關する限り「勤続」とみなすよう、法の改正を図られたいとの請願。

第一二七五号 昭和三十三年三月十七日受理

農林省定員外職員の定員化に關する請願
請願者 徳島県鳴門市撫養町 佐藤徳太郎

紹介議員 三木與吉郎君

農林省に働く定員外職員は、定員内職員とならぬままに仕事をし、むしろ定員外職員が仕事をしなければ正常な農林省行政の運営は不可能だといふ自覚と誇りのもとに責任ある業務を遂行しているが、定員内職員に比べ、身分的、経済的に、はなはだしい差別待遇を受けている。また、今国会に提出された「行政機關職員定員法の一部を改正する法律案」は、これら定員外職員の要望とほど近い極一部の定員化のものであるため、現在の定員外職員の八割近くの人が、今までとおりの悩みを続けさせられることとなつていから、これら定員外職員全員の定員化を図られたいとの請願。

第一二七九号 昭和三十三年三月十七日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願
請願者 京都府北区紫野上石竜町 市瀬一夫

紹介議員 竹中 勝男君
昭和二十八年恩給法の一部が改正され現行のように増加恩給並びに傷病年金が支給されるようになったが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額されたにもかかわらず傷病恩給のみは一銭の増額もなくすえ置かれていては不合理であるから、（一）増加恩給並びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、（二）傷病恩給に内在する不均衡（間差又は通減率）を旧法による間差（通減率）のとおりは正すること、（三）家族加給は現在員数に支給すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。